

議案第 89 号 令和 8 年度大津市一般会計補正予算（第 3 号）の

うち、産業観光部の所管する部分について

それでは、議案第 89 号、令和 8 年度大津市一般会計補正予算（第 3 号）のうち、産業観光部が所管する部分についてご説明いたします。

債務負担行為の補正につきまして、ご説明いたします。

補正予算説明書の 3 ページをお願いします。

第 2 表、債務負担行為補正、事項欄の観光交流推進事業費は、令和 8 年度から令和 9 年度までの間の JR 京都駅での情報発信事業や旅行ガイドブックによるプロモーション事業、東京国立博物館と連携した映像制作及び首都圏でのイベント実施事業に係る経費であり、2, 576 万 2 千円を限度額とするものであります。

以上、債務負担行為の補正の説明とさせていただきます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

12 ページをお願いします。

款 17 県支出金、項 2 県補助金、目 5 農林水産業費県補助金、説明欄、地域農業構造転換支援事業費補助金は、地域農業構造転換支援事業を活用した農業用機械の導入の補助に要する経費に対して交付されるものです。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

18 ページをお願いします。

款 6 農林水産業費、項 1 農業費、目 3 農業振興費、説明欄 1、活力あるむらづくり推進費は、地域農業構造転換支援事業を活用した農業用機械の導入の補助に要する経費に対して増額補正するものです。

款 7 商工費、項 2 観光費、目 1 観光費、説明欄 1、観光振興費は、J R デスティネーションキャンペーンに向けた観光プロモーション推進に要する経費に対して増額補正するものです。

以上、議案第 8 9 号、令和 8 年度大津市一般会計補正予算（第 3 号）のうち、産業観光部が所管いたします部分の説明とさせていただきます。

ご審査賜りますようお願いいたします。